

## 《未熟児養育医療とはどんな制度？》

身体の発育が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関の医師が生後速やかに入院治療することが必要と認めた乳児に対して、必要な医療を公費負担する制度です。給付の対象となる期間は、最長で満1歳の誕生日の前々日までです。

※指定養育医療機関については、岡山県等各自治体にお問い合わせください。

## 《対象となる医療費》

保険が適用される入院中の医療費本体と食事療養費（ミルク代）になります。

※紙おむつ代、新生児聴覚検査料、文書料など保険が使えない費用は、除かれます。

※世帯の所得に応じて扶養義務者の負担となる場合があります。

## 《未熟児養育医療の対象となる未熟児とは？》

治療を受けるお子さまが倉敷市に住所を有しており、出生時の体重が2,000g以下、もしくは生後速やかに入院治療が必要な症状が認められる場合。

## 《既に保険が適用される入院中の医療費本体と食事療養費（ミルク代）を支払った場合》

未熟児養育医療の申請はできません。医療費本体は子ども医療費制度で払い戻しを受けることができます。

## 《子ども医療費制度との違い》

	医療費	食事療養費（ミルク代）	文書料等保険適用外
未熟児養育医療	対象 (但し、世帯の所得に応じて自己負担となる場合があります。)		対象外
子ども医療	対象 (但し、受給者証発行前は償還払いとなります。)	対象外	対象外

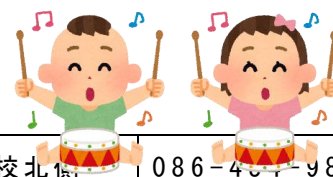
## お問い合わせ・申請窓口

## 未熟児養育医療

倉敷市保健所 保健課保健医療係	710-0834	倉敷市笹沖170 倉敷市立葦高小学校北側	086-424-9812
児島保健福祉センター 児島保健推進室	711-8565	倉敷市児島小川3681-3 児島支所内	086-473-4371
玉島保健福祉センター 玉島保健推進室	713-8565	倉敷市玉島阿賀崎1-1-1 玉島支所内	086-522-8113
玉島保健福祉センター 真備保健推進室	710-1398	倉敷市真備町箭田1141-1 真備支所内	086-698-5111
水島保健福祉センター 水島保健推進室	712-8565	倉敷市水島北幸町1-1 水島支所内	086-446-1115

## 倉敷市子ども医療費助成制度

倉敷市役所 医療給付課	710-8565	倉敷市西中新田640	086-426-3395
-------------	----------	------------	--------------



## 申請書類について

全 員 必 要 な 書 類	<input type="checkbox"/> 養育医療給付申請書	申請者が記入
	<input type="checkbox"/> 養育医療意見書	指定医療機関の医師が記入
	<input type="checkbox"/> 申出書	申請者が記入
	<input type="checkbox"/> 下記の①～⑤のいずれかで 資格情報が確認できるもの  ①有効な健康保険証のコピー  ②資格情報のお知らせのコピー  ③資格確認書のコピー  ④マイナポータルによる資格情報 の提示  ⑤そのほか資格情報がわかる保険 者から交付されたもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お子さまの保険証が手続き中の場合は、加入し ようとする保険の被保険者のもの（例：父の保 険に加入の時は、父のもの）</li> <li>・ 生活保護世帯の方は、福祉事務所が発行する生 活保護受給中であることの証明書（休日夜間の証 明書の写しでも可。健康保険に加入する場合は、 左に記載している書類が必要）</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 個人番号 （マイナンバー）の確認ができる もの	申請者（保護者）及び同一住民票世帯の方全員分 （単身赴任など別世帯にいる扶養義務者も含む）。 お子さまについては、生後まもなく分からない場 合は不要です。
	<input type="checkbox"/> 本人確認書類	<u>窓口</u> に手続きに来る人のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証、パスポートなど顔写真のついた官 公署の発行した書類</li> <li>・ 上記がない場合、年金手帳、通知カード（個人 番号通知書）など氏名と生年月日又は住所の確 認できる書類2点</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 委任状	申請者と窓口に来る人が違う場合のみ必要
該 当 者 の み 必 要 な 書 類	養育医療受給中に住所や健康保険 が変更になった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受給者証</li> <li>・ 資格情報が確認できるものや変更が分かるもの</li> </ul>
	養育医療受給中に市外に転出をし た場合	<u>倉敷市の養育医療券は使えません。</u> 市外へ転出の 場合は、転出先の市町村で速やかに手続きをしな いと引き続き給付が受けられなくなることがあり ますので、手続方法については、転出先の市町村 へ早めにお問い合わせください
	やむを得ない理由により転院する 場合	ご相談ください。